

No.	所管課	法令区分	法令名	申請による許認可等				不利益処分(条項)	届出(条項)
				許認可等の類型	許認可等の内容(条項)	審査基準(条項)	標準処理期間(日)		
上1	下水道課	3	浄化槽法						浄化槽の設置又は構造若しくは規模の変更の届出(第5条第1項)
上2	下水道課	3	浄化槽法						浄化槽の使用開始の報告書の提出(第10条の2第1項)
上3	下水道課	3	浄化槽法						技術管理者の変更の報告書の提出(第10条の2第2項)
上4	下水道課	3	浄化槽法						浄化槽管理者の変更の報告書の提出(第10条の2第3項)
上5	下水道課	3	浄化槽法						浄化槽の使用廃止の届出(第11条の2第1項)
上6	下水道課	3	浄化槽法					浄化槽の保守点検又は清掃についての改善措置命令又は浄化槽の使用停止命令(第12条第2項)	
上7	下水道課	3	浄化槽法						浄化槽の保守点検等の報告(第53条第1項)
上8	下水道課	1	鹿沼市公共設置型浄化槽の維持管理に関する条例						排水設備変更工事完了の届出(第3条第2項)
上9	下水道課	1	鹿沼市公共設置型浄化槽の維持管理に関する条例						使用開始等の届出(第4条)
上10	下水道課	1	鹿沼市公共設置型浄化槽維持管理に関する条例	4	徴収の猶予及び減免(第6条第1項)	猶予及び減免の基準(第6条第1項)	21日		
上11	下水道課	1	鹿沼市公共設置型浄化槽の維持管理に関する条例						住宅所有者の地位の承継の届出(第12条第1項)
上12	下水道課	1	鹿沼市公共設置型浄化槽の維持管理に関する条例						排水設備変更工事完了の届出(第3条第2項)
上13	下水道課	1	鹿沼市公共設置型浄化槽の維持管理に関する条例						使用休止等の届出(第4条)
上14	下水道課	1	鹿沼市公共設置型浄化槽の維持管理に関する条例						戸別浄化槽所有者承継の届出(第12条第2項)
上15	下水道施設課	3	下水道法	3	排水設備設置業務の免除に係る許可(第10条第1項ただし書)	①許可の基準(第10条第1項ただし書) ②許可の基準(政令第7条)	21日		
上16	下水道施設課	3	下水道法	2	公共下水道管理者以外の者の行う工事等の承認(第16条)	①承認の基準(第16条) ②承認を要しない軽微な施設の維持(政令第10条)	30日		
上17	下水道施設課	3	下水道法	2	都市下水路管理者以外の者の行う工事等の承認(第31条において準用する第16条)	①承認の基準(第31条において準用する第16条) ②承認を要しない軽微な施設の維持(政令第10条)	30日		
上18	下水道課	3	下水道法						公共下水道使用の開始等の届出(第11条の2)

No.	所管課	法令区分	法令名	申請による許認可等				不利益処分 (条項)	届出 (条項)
				許認可等 の類型	許認可等の内容 (条項)	審査基準 (条項)	標準処理期間 (日)		
上19	下水道課	3	下水道法					水洗便所への改 造命令 (第11 条の3第3項及 び第4項)	
上20	下水道施設 課	3	下水道法						特定施設の設置 等の届出 (第1 2条の3第1項 から第3項まで)
上21	下水道施設 課	3	下水道法						特定施設の構造 等の変更の届出 (第12条の 4)
上22	下水道施設 課	3	下水道法					特定施設の構造 等の計画変更命 令 (第12条の 5)	
上23	下水道施設 課	3	下水道法					特定施設の設置 等の実施の制限 (第12条の 6)	
上24	下水道施設 課	3	下水道法						氏名の変更届出 (第12条の 7)
上25	下水道施設 課	3	下水道法						地位を承継した 者の届出 (第1 2条の8第3 項)
上26	下水道施設 課	3	下水道法						事故時の応急措 置等の届出 (第 12条の9第1 項)
上27	下水道施設 課	3	下水道法					事故時の応急措 置命令 (第12 条の9第2項)	
上28	下水道施設 課	3	下水道法					施設破損者への 費用負担命令 (第18条)	
上29	下水道施設 課	3	下水道法					汚濁原因者への 費用負担命令 (第18条の 2)	
上30	下水道施設 課	3	下水道法					改築工事原因者 への費用負担命 令 (第19条)	
上31	下水道施設 課	3	下水道法	2	行為の制限物 件設置等の許 可 (第24 条)	①行為の制限 (鹿 沼市下水道条例第 24条) ②技術上の基準 (下水道法施行例 第17条)	30日		
上32	下水道施設 課	3	下水道法					特定施設の使用 に関する改善命 令等 (第37条 の2)	
上33	下水道施設 課	3	下水道法					許可等の取消 し、工事中止命 令等 (第38条 第1項)	
上34	下水道施設 課	3	下水道法					許可等の取消 し、工事中止命 令等 (第38条 第2項)	
上35	下水道施設 課	3	下水道法					補償金の原因者 に対する負担命 令 (第38条第 6項)	
上36	下水道施設 課	3	下水道法					公共下水道等の 施設を損壊等し た者への罰則 (第45条)	
上37	下水道施設 課	3	下水道法					特定施設の構造 等の計画変更命 令等に違反した 者への罰則 (第 46条)	
上38	下水道施設 課	3	下水道法					特定事業場から の下水の排除の 制限等の規定に 違反した者への 罰則 (第46条 の2)	

No.	所管課	法令区分	法令名	申請による許認可等				不利益処分(条項)	届出(条項)
				許認可等の類型	許認可等の内容(条項)	審査基準(条項)	標準処理期間(日)		
上39	下水道施設課	3	下水道法					土地の立入り等を拒み、又は妨げた者への罰則(第47条)	
上40	下水道課	3	下水道法					水洗便所への改造等の命令に違反した者への罰則(第48条)	
上41	下水道課	3	下水道法					公共下水道使用の開始等の届出をしない者等への罰則(第49条)	
上42	下水道課	1	鹿沼市水洗便所改造資金貸付条例					遅延利息の徴収(第7条)	
上43	下水道課	1	鹿沼市水洗便所改造資金貸付条例	6	水洗便所改造資金の借入れの申込みの承認(第9条)	①貸付対象の工事(第2条第1項) ②貸付けを受けることができる者の資格(第3条) ③連帯保証人(施行規則第3条第1項)	21日		
上44	下水道課	1	鹿沼市水洗便所改造資金貸付条例						工事の着手及び完成の届出(第10条)
上45	下水道課	1	鹿沼市水洗便所改造資金貸付条例	4	水洗便所改造資金の償還方法の特例(第12条)	許可の基準(第12条)	21日		
上46	下水道課	1	鹿沼市水洗便所改造資金貸付条例					貸付契約の解除(第13条第1項)	
上47	下水道課	1	鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例	4	負担金の徴収猶予(第7条)	許可の基準(第7条)	21日		
上48	下水道課	1	鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例	4	負担金の減免(第8条)	認定の基準(第8条)	21日		
上49	下水道課	1	鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例					延滞金の徴収(第10条)	
上50	下水道課	1	鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則						負担金の徴収猶予の理由消滅の申出(第11条第3項)
上51	下水道課	1	鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則						負担金の減免の理由消滅の届出(第12条第3項)
上52	下水道課	1	鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則					負担金の繰上徴収(第13条第1項)	
上53	下水道課	1	鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則	4	延滞金の減免(第14条)	減免の基準(第14条)	21日		
上54	下水道課	1	鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則						納付管理人の申告(第16条)
上55	下水道課	1	鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則						受益者又は納付管理人の住所等変更の申告(第17条)
上56	下水道施設課	1	鹿沼市下水道条例	3	排水設備等の計画の確認(第4条第1項)	①排水設備の接続方法等(第3条) ②排水設備の構造基準(施行規則第4条)	即日		
上57	下水道施設課	1	鹿沼市下水道条例	3	排水設備等の計画変更の確認(第4条第2項本文)	①排水設備の接続方法等(第3条) ②排水設備の構造基準(施行規則第4条)	即日		
上58	下水道施設課	1	鹿沼市下水道条例						排水設備等の計画の軽微な変更の届出(第4条第2項ただし書)

No.	所管課	法令区分	法令名	申請による許認可等				不利益処分(条項)	届出(条項)
				許認可等の類型	許認可等の内容(条項)	審査基準(条項)	標準処理期間(日)		
上69	下水道施設課	1	鹿沼市下水道条例						排水設備等の新設等の工事完了の届出(第6条第1項)
上70	下水道施設課	1	鹿沼市下水道条例						除害施設の設置等の届出(第7条)
上71	下水道施設課	1	鹿沼市下水道条例						公共下水道への排除の停止又は制限(第8条)
上72	下水道施設課	1	鹿沼市下水道条例						特定事業場からの下水の排除の制限(第9条第1項)
上73	下水道施設課	1	鹿沼市下水道条例						除害施設の設置義務(第9条の2)
上74	下水道施設課	1	鹿沼市下水道条例						除害施設の設置義務(第9条の3)
上75	下水道課	1	鹿沼市下水道条例						使用開始等の届出(第10条第1項)
上76	下水道課	1	鹿沼市下水道条例						使用者の変更等の届出(第11条)
上77	下水道課	1	鹿沼市下水道条例						汚水の量等の申告(第18条第1項)
上78	下水道施設課	1	鹿沼市下水道条例						排水設備又は除害施設についての改善命令(第27条)
上79	下水道施設課	1	鹿沼市下水道条例	1	占用許可(第30条)	①行為の制限等(下水道法第24条) ②技術上の基準(下水道法施行令第17条)	30日		
上80	下水道施設課	1	鹿沼市下水道条例						取付管の費用の負担(第34条)
上81	下水道施設課	1	鹿沼市下水道条例						管理人及び総代理人の届出(第35条)
上82	下水道課	1	鹿沼市下水道条例	4	使用料等の減免(第36条)	減免の基準(第36条)	21日		
上83	下水道施設課	1	鹿沼市下水道条例						確認を受けないで排水設備等の新設等の工事を行った者等への過料処分(第38条)
上84	下水道課	1	鹿沼市下水道条例						偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者への過料処分(第39条)
上85	下水道課・下水道施設課	1	鹿沼市下水道条例						行為者に対する責任としての法人等への過料処分(第40条)
上86	下水道施設課	1	鹿沼市下水道条例施行規則						排水設備等の計画の確認の取消し(第6条第2項)
上87	下水道施設課	1	鹿沼市下水道排水設備指定工事店規則	2	指定工事店の指定(第3条第1項)	指定工事店の指定の基準(第3条)	30日		
上88	下水道施設課	1	鹿沼市下水道排水設備指定工事店規則						指定工事店証のき損又は紛失の届出(第5条第3項)
上89	下水道施設課	1	鹿沼市下水道排水設備指定工事店規則	2	指定工事店の指定の更新(第8条第1項)	指定工事店の指定の基準(第3条)	30日		

No.	所管課	法令区分	法令名	申請による許認可等				不利益処分(条項)	届出(条項)
				許認可等の類型	許認可等の内容(条項)	審査基準(条項)	標準処理期間(日)		
上80	下水道施設課	1	鹿沼市下水道排水設備指定工事店規則						指定の辞退及び異動の届出(第9条第1項及び第2項)
上81	下水道施設課	1	鹿沼市下水道排水設備指定工事店規則					指定の取消し又は一時停止(第10条第2項)	
上82	下水道施設課	1	鹿沼市下水道排水設備指定工事店規則					業務の禁止又は停止(第14条)	
上83	下水道施設課	1	鹿沼市農業集落排水処理施設条例	3	排水設備等の新設等の計画の確認(第6条第1項)	①排水設備の接続方法等(第5条) ②排水設備の固着箇所及び接続方法(施行規則第2条) ③排水設備の構造基準(施行規則第3条)	即日		
上84	下水道施設課	1	鹿沼市農業集落排水処理施設条例	3	排水設備等の新設等の計画変更の確認(第6条第2項本文)	①排水設備の接続方法等(第5条) ②排水設備の固着箇所及び接続方法(施行規則第2条) ③排水設備の構造基準(施行規則第3条)	即日		
上85	下水道施設課	1	鹿沼市農業集落排水処理施設条例					排水設備等の軽微な変更の届出(第6条第2項ただし書)	
上86	下水道施設課	1	鹿沼市農業集落排水処理施設条例					排水設備等の新設等の工事の中止及び確認受検の命令(第6条第3項)	
上87	下水道施設課	1	鹿沼市農業集落排水処理施設条例					排水処理施設の使用開始等の届出(第7条)	
上88	下水道施設課	1	鹿沼市農業集落排水処理施設条例					排水処理施設の使用開始等の届出内容変更の届出(第8条)	
上89	下水道施設課	1	鹿沼市農業集落排水処理施設条例	3	排水処理施設の新規の使用許可(第11条第1項)	許可の基準(第11条第2項)	14日		
上90	下水道課	1	鹿沼市農業集落排水処理施設条例	4	加入金の減免の認定(第13条)	認定の基準(第13条第1項において例によることとされている鹿沼市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例第6条)	21日		
上91	下水道施設課	1	鹿沼市農業集落排水処理施設条例施行規則					排水設備等の新設等の計画確認の取消し(第5条第2項)	
上92	下水道施設課	1	鹿沼市農業集落排水処理施設条例施行規則					排水設備等工事の完成の届出(第6条第1項)	
上93	下水道施設課	1	鹿沼市農業集落排水処理施設条例施行規則					除害施設の設置等の届出及び届出内容変更の届出(第6条の2第1項)	
上94	下水道課	1	鹿沼市農業集落排水処理施設条例施行規則					使用者の人数の変更の届出(第9条第2項)	